# 監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県公安委 員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 23 年 5 月 20 日

神奈川県監査委員 木 原 英 和 同 髙 出 香 同 峯 積 長 徳 神奈川県監査委員 国 吉 夫 職務執行者 同 此村善人

- 1 監査実施箇所名 警察本部
- 2 監査実施日

平成22年8月5日及び6日(平成22年6月21日から7月8日までのうち14日間職員 調査)

- 監査の結果に関する報告の公表 平成 22 年 11 月 2 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 17 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

## 監査の結果

## (指導事項)

- 1 予算の執行において、物品の購入 に係る支出科目(節)を誤っている ものがあった。(会計課及び生活安 全総務課)
- 2 次のとおり誤りがあり、事務処理 が著しく不適切であった。(施設課)
- (1) 契約事務において、同額変更で あったため、変更契約を締結しな いまま、内容変更が行われている ものがあった。
- (2) 工事の執行事務において、労働安 全規則に反して、手摺先行足場を 行わず、工事を施工させていた。
- 3 契約事務において、前金払が可能 であるにもかかわらず、前金払を行 わない契約を行っていた。(交通規 制課)
- 4 庶務事務において、住居手当1件、 28,000 円を過大に支給していた。(運 転免許本部免許課)

## 措置の内容

1 指導事項の予算の執行については、財 務事務手続の知識が不足していたこと及 び十分な考査をすることなく支出したこ とによるものである。

今後はこのようなことがないよう、幹 部職員自らが財務手続の精通に心がけ、 業務管理の在り方を見直すとともに、複 数の職員によるチェック体制を確立させ、 適正な事務処理に努めることとした。

(1) 契約事務については、「工事内容変 更指示書」により発注者、受注者双方 が了解していたことから、変更契約の 締結が必要であるとの認識がなかった ことによるものである。

今後はこのようなことがないよう、 工事内に変更が生じた場合には、変更 契約を締結することとした。

(2) 工事の執行事務については、現場で の工事監理が不十分であったことによ るものである。

今後はこのようなことがないよう、 工事日程に合わせた現場での工事監理 を確実に行うなど安全対策に努めるこ ととした。

3 契約事務については、関係法令の理解 が不十分であったものである。

今後はこのようなことがないよう、関係法令の理解を深め、適正な事務処理に努めることとした。なお、平成22年度から前金払ができる契約を実施している。

4 庶務事務については、諸手当支給管理が不十分であったことによるものである。 今後はこのようなことがないよう、幹部職員が作成した「諸手当点検表」を活用し、幹部職員を含む複数の職員による確認を一層徹底し、適正な支給事務に努めることとした。

なお、過払いの諸手当については、平成22年7月9日に返納した。

- 1 監査実施箇所名 神奈川県中原警察署
- 2 監査実施日 平成22年6月11日(平成22年5月11日職員調査)
- 3 監査の結果に関する報告の公表 平成22年11月2日(神奈川県公報号外第74号)神奈川県監査委員公表第17号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、雑巾等購入ほか 1件の発注に当たり、会計局長通知(平成22年2月2日付け会指第82号)に反し、3月に契約を締結していた。	指導事項については、契約事務において 物品の在庫管理が不十分であったことによ るものである。 今後はこのようなことがないよう、契約 方法を改め、在庫管理の徹底に一層努める こととした。